

平成27年度 第3回理事会

日 時 平成27年6月12日（金） 15:30～

場 所 森林総合研究所 特別会議室

I. 議 題

1. 木材利用モデル事業所宣言について
2. 中期計画、年度計画に係る自己評価書の提出について
3. 「夏のライフスタイル変革」の導入について

II. 報 告

1. 独立行政法人評価制度委員会の現地調査ほかについて
2. 情報セキュリティ対策の徹底について
3. 職員採用スケジュールについて
4. 平成27年度リスク管理の実施について
5. カラマツ採種園管理のための技術講習会について
6. 森林保険加入促進キャラバンの実施について
7. 森林整備センターの平成27年度春の地域活動について

資 料

- I-1 地球に優しい木材利用モデル事業所宣言について
- I-2 「夏のライフスタイル変革」の導入について
- II-1-1 独立行政法人評価制度委員現地視察行程（案）
- II-1-2 「独立行政法人の目標の策定に関する指針」及び「独立行政法人の評価に関する指針」の改定について
- II-1-3 独立行政法人における調達合理化の取組の推進について
- II-2 情報セキュリティ対策の徹底について
- II-3-1 平成28年度一般職員採用スケジュール等について（案）
（研究・育種分）
- II-3-2 平成27年10月期及び平成28年4月期の研究職員の採用について（案）
- II-4 平成27年度リスク管理の実施について
- II-5 カラマツ採種園管理のための技術講習会について
- II-6 森林保険加入促進キャラバンの実施について
- II-7 森林整備センターの平成27年度春の地域活動について

地球環境に優しい木材利用モデル事業所宣言について（案）

1 趣旨

平成22年10月に公共建築物等木材利用促進法が施行されたことに伴い、森林総合研究所においても、木材の利用の促進に関する研究、技術の開発及び普及などに加え、木材の利用の促進に努めてきた。

このような中、森林総合研究所は、独立行政法人通則法改正に基づいて平成27年4月より国立研究開発法人に位置づけられたところである。

研究開発法人は、研究開発の最大限の成果を確保することを目的としていることから、木材利用の促進に関する研究等についても、最大限の成果を確保することが求められている。

このため、森林総合研究所は、森林・林業・木材産業に関する我が国最大の研究等機関であり、自らの業務運営の一環として木材利用を促進することにより、地域の範として行動する一方で、これら取組を研究開発等に反映させることにより、最大限の成果を確保することを目指し、今回宣言を行うものである。

2 取組

木材の利用促進に当たっては、関係法令及び賃貸物件における賃貸条件を踏まえつつ、デザイン性や機能性が最大化するように努めることにより、非木造施設の改修モデルとするとともに、研究開発等に反映させる。

3 具体的な対象

(1) 建物等

庁舎、実験棟、倉庫等の建物、フェンス等の外構の木造化

(2) 内装及び外装

木製フローリング、木製腰壁、木製内窓等

(3) オフィス家具

机、椅子、ロッカー、本棚、間仕切り、サイドボード等

(4) オフィス家具以外の什器

ゴミ箱、傘立て、ハンガー等

(5) 熱利用

ペレットストーブ、チップボイラー、薪ストーブ等

(6) その他

旗竿のポール、展示パネル枠、樹木園等の木材チップ歩道等

4 調達

物品の新規調達に当たっては、契約責任者等は木材製品や木材利用の促進に資する製品であることを確認する。この場合、仕様書に明記するものとする。なお、木製の物品であることが木材利用の促進の観点から重要であるにもかかわらず、市場に流通していない場合には企画提案による調達

も検討する。また、本所木工室で制作可能なものについては、当該木工室で製作する。

5 対象

本所、林木育種センター、森林保険センター、森林整備センター及びこれらの地方組織を対象とする。

6 留意点

- (1) 本取組については、予算の制限もあることから、取り組めることから取り組んでいくものとする。ただし、予算化されたものは率先して取り組むこととする。
- (2) フローリング化等資金のかかるものや、新しい製品の設置に当たっては、例えば劣化試験として位置づけるなどの工夫により、企業との共同研究の可能性を探り、導入に努めるものとする。
- (3) 地方組織は、各地域の林業・木材産業等との協働に努めつつ、可能な限り地域材を利用するものとする。
- (4) 来所する関係者には必ず本取組をPRするものとし、関係者においても取組推進を働きかけるものとする。

地球環境に優しい木材利用モデル事業所宣言（案）

我が国では古くから、木材を建築、生活用品、燃料等に利用してきました。戦後復興期には、戦災や戦後の水害等自然災害による木造建築主体である富の喪失に加え、国内の森林資源が枯渇したために、木材消費を抑制せざるを得ない状況も都市建築物等の不燃化（非木造化）を進める一因となりました。一方、高度経済成長期以降、旺盛な木材需要、円高等の影響もあり、多くの木材が輸入され、木材の自給率は低下してきました。

しかしながら、近年においては、国内森林資源が充実し、利用期を迎えており、公共建築物等木材利用促進法の施行などを契機として、建築物の非木造化を進めてきた 1950 年代以降の政策の方向が大きく転換されています。

また、国際的にも、地球温暖化を防止する観点から 2011 年の気候変動枠組条約第 17 回締約国会議（COP 17）において、住宅、家具等に使用されている木材製品（HWP）に貯蔵されている炭素量を評価するためのルールが定まるとともに、木材をマテリアルとしてだけでなく木質バイオマスエネルギーとしても利用し、温暖化の主因である化石燃料の使用を減らすことが求められています。

このような中、森林総合研究所は、グリーン調達をはじめ、木材利用に取り組んできましたが、本年 4 月より研究成果の最大化を目的とする「国立研究開発法人」に位置づけられたことから、業務運営全般において利用者と開発者の双方の視点から木材利用を促進し、研究開発への反映と成果を社会に還元する責任が益々大きくなっています。

このため、森林総合研究所は、研究施設や事務所等において、建物等、内装・外装、オフィス家具等での木材利用の他、薪ストーブの導入などあらゆる面で木材の活用に最大限努めることとし、ここに「地球環境に優しい木材利用モデル事業所」となることを宣言致します。

今後とも、森林・林業・木材産業にかかわる研究開発と事業を通じた科学技術、行政施策、国際協力等への貢献はもとより、モデル事業所としても社会に貢献できるよう、役職員一同努力して参ります。

平成 27 年●月●日

国立研究開発法人 森林総合研究所
理事長（理事長サイン）

「夏のライフスタイル変革」の導入について

このことについて、平成27年4月24日付け林野庁研究指導課長から、可能な範囲で自主的な取り組みの要請があり、この度、農林水産省における具体的な実施方針が示されたのでお知らせする。

(添付資料)

1. 「夏の生活スタイル変革」の推進について

(平成27年4月24日付け、林野庁研究指導課長の事務連絡)

2. 農林水産省における「夏の生活スタイル変革」(朝型勤務と早期退庁の勧奨)の実施方針(案)

(平成27年5月 大臣官房秘書課)

事 務 連 絡

平成27年4月24日

国立研究開発法人森林総合研究所
理事（企画・総務・森林保険担当） 殿

林野庁研究指導課長

「夏の生活スタイル変革」の推進について

近年、労働力人口が減少していく中で、女性や高齢者が働きやすく、また、意欲と能力のある者が活躍しやすい職場環境を作ることで、労働生産性を上げて成長を持続させることが重要な課題となっています。しかしながら、我が国においては、長時間労働により国民が豊かさを実感できない現状にあり、こうした現状を打破するために、長時間労働の削減など働き方の見直しが求められています。

こうした中、政府では、個人のライフスタイルに応じた働き方の実現に向けて、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方には家族などと過ごせるよう、夏の生活スタイルを変革する国民運動を展開しています。政府内では、「先づ隗より始めよ」の考えのもと、「朝型勤務」や「フレックスタイム制」を推進し、率先して「夏の生活スタイル変革」（資料1）に取り組むこととしています。

「夏の生活スタイル変革」は、個人のライフスタイルに応じた働き方を目指して、長時間労働の削減等を図ることを目的とするものであり、業種、規模等により、その効果的な手法は多様なものと考えています。

貴法人におかれましても、その趣旨に御賛同いただき、「働き方改革」の一環として、可能な範囲で自主的な取組をお願いします。

夏の生活スタイル変革

- 個々人がライフスタイルに合わせて仕事ができるようになることが最終目標
- まずは、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方は家族などと過ごす時間に充てる

長時間労働の抑制
ワーク・ライフ・バランスの実現

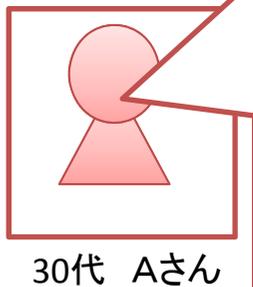
国民が豊かさを実感

仕事の効率化を通じた労働生産性の向上
余暇充実による需要創出

強い経済の実現を後押し
(先進国としての自信と誇りの回復)

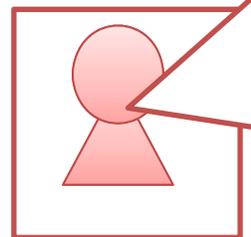
今年の夏から、朝型勤務を勧奨(フレックスタイム制も適宜活用)！

※国家公務員については、今年の夏から率先して朝型勤務を進めるが、フレックスタイム制を活用した朝型勤務については、所要の法改正がなされた後、実施する。



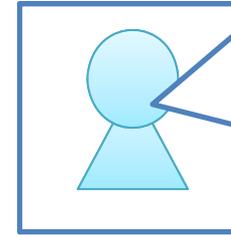
【早めの帰宅で保育園にお迎え】

朝7時30分に出勤、午後4時まで仕事。保育園に直行して子どものお迎え。明るいうちに子どもと一緒に風呂。ちなみに、朝は夫が子どもに朝食を食べさせ、保育園にお見送りして10時に出勤。



【夕方は一人暮らしの母に会いに】

朝8時に出勤。午後4時30分まで仕事。夕方は、80代の母の顔を見に郊外の実家へ。母は、まだまだ元気で介護はいらないけれど、一人暮らしなので少し心配。



【夕方は夫婦でテニスを楽しむ】

最近、運動不足を痛感し、妻と一緒にテニスを始めた私。定時退社したいので朝7時に出勤して1時間の「朝残業」。午後4時半の定時まで仕事をし、明るいうちに妻と一緒にテニスコートへ。

民間企業・自治体の朝型勤務の事例

「朝型勤務」とは、朝早く働きはじめ、夕方には仕事を終えること。長時間労働を抑制し、働く人々のワーク・ライフ・バランスを実現することが目的。

例えば、始業・終業時刻を早めて残業は原則認めない、始業時刻は変更せず残業は始業前の一定時間しか認めないなど、さまざまな手法が考えられる。

<主な事例>

【A社】

○所定勤務時間帯(9時-17時15分)での勤務を基本とし、夜型の残業体質から朝型の残業へと改善

- ・深夜勤務(22時-5時)の「禁止」、20時-22時勤務の「原則禁止」。
- ・早朝勤務時間(5時-8時)は、インセンティブとして、深夜勤務と同様の割増し賃金を支給。
7時50分以前始業の場合、5時-8時の割増率を8時-9時にも適用。
- ・8時前始業社員に対し、軽食を支給。

○2013年10月からトライアル。2014年5月より正式導入。

○この結果、導入前と比べ、時間外勤務時間、時間外勤務手当(早朝割増を含む)ともに減少。

【B社】

○役員、本部長、プロジェクトメンバーの3名で20時40分から全フロアを回り、退社の声かけを実施。

○早朝出勤の社員に8時45分から「朝パン」を配布。2015年1月からはおむすびの配布に変更。

【C社】

○フレックスタイム制のコアタイムを、従来10時であったものを9時~15時に前倒し。加えて、20時以降の勤務を原則禁止。

【D市】

○夜間(午後10時以降)等の時間外勤務を原則禁止し、代替措置として翌日の早朝6時から8時の時間外勤務を推奨。

○水曜日には、市長や副市長が見回り退庁指導を行う。

第189回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説

(平成27年2月12日)(抄)

(柔軟かつ多様な働き方)

あらゆる人が、生きがいを持って、社会で活躍できる。そうすれば、少子高齢社会においても、日本は力強く成長できるはずです。

そのためには、労働時間に画一的な枠をはめる、従来の労働制度、社会の発想を、大きく改めていかなければなりません。子育て、介護など働く方々の事情に応じた、柔軟かつ多様な働き方が可能となるよう、選択肢の幅を広げてまいります。

昼が長い夏は、朝早くから働き、夕方からは家族や友人との時間を楽しむ。夏の生活スタイルを変革する新たな国民運動を展開します。

夏休みの前に働いた分、子どもに合わせて長い休みを取る。そんな働き方も、フレックスタイム制度を拡充して、可能とします。専門性の高い仕事では、時間ではなく成果で評価する新たな労働制度を選択できるようにします。

時間外労働への割増賃金の引上げなどにより、長時間労働を抑制します。更に、年次有給休暇を確実に取得できるようにする仕組みを創り、働き過ぎを防ぎ、ワーク・ライフ・バランスが確保できる社会を創ってまいります。

少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)(抄)

○ライフスタイルに応じた多様な働き方の選択肢の確保

・育児・介護休業、短時間勤務、短時間正社員制度等の企業への制度導入・定着により多様な働き方を推進するとともに、働く意欲と能力のある女性の就業継続や再就職の支援など、多様な働き方を選択できる条件を整備する。

・フレックスタイム制の清算期間の上限の拡大を図ることにより、個人のライフスタイルに対応し、まとまった期間短時間で働くなど、一層柔軟でメリハリの効いた働き方を可能とし、子育てなど生活と仕事の調和(ワーク・ライフ・バランス)を図ることを促進する。

・昼が長い夏は、朝早くから働き始め夕方からの時間を有効に使えるよう、夏の生活スタイルを変革する新たな国民運動を展開する。

総務省独立行政法人評価制度委員会委員森林総研北海道支所、北水研（水研七）、
北水研静内事業所（水研七）、新冠牧場（家畜改良）現地視察（行程（案））

日程	平成27年7月22日（水）～平成27年7月23日（木）	
視察者		(携帯番号)
		(携帯番号)
同行者		(携帯番号)
		(携帯番号)
行 程		
時刻	用 務 等	備 考
7月22日 11:00 発	新千歳空港出口集合（牧野支所長、室谷連絡調整室長または坂上庶務課長同乗） ↓ マイクロバス移動（+昼食）	
13:00着	森林総合研究所北海道支所（所用時間2時間） 現地視察（対応者 牧野支所長、佐々木産学官連携推進調整監）	国立研究開発法人 森林総合研究所北海道支所 北海道札幌市豊平区羊ヶ丘7番地 011-851-4131
15:00発	↓ マイクロバス移動	
15:30着	水産総合研究センター北海道区水産研究所（所用時間2時間） 現地視察（対応者 谷津所長、大迫業務推進部長）	国立研究開発法人 水産総合研究センター 北海道区水産研究所札幌庁舎 北海道札幌市豊平区中の島2条2丁目4番1号 011-822-2131
17:30発	↓ マイクロバス移動	
18:00着	7月23日 8:00発 宿泊ホテル（札幌市内）	
10:30着	↓ マイクロバス移動 水産総合研究センター北海道区水産研究所静内さけます事業所（所要時間1時間30分） 現地視察（対応者 谷津所長、大迫業務推進部長、鈴木さけます事業所長、小野さけます事業所長）	北海道区水産研究所 静内さけます事業所 北海道日高郡新ひだか町静内御園394番 0146-46-2246
12:00発	↓ マイクロバス移動（+昼食）	
13:00着	家畜改良センター新冠牧場（所要時間2時間） 現地視察（対応者 北池理事<本所企画担当>、大森場長）	家畜改良センター新冠牧場 北海道日高郡新ひだか町静内御園587番地の1 0146-46-2011
15:00発	↓ マイクロバス移動	
17:00着	新千歳空港	

総務省行政管理局 独立行政法人・特殊法人等業務視察（行程（案））

日程	平成27年8月 下旬	
視察者	総務省行政管理局 花井副管理官、伊藤独立行政法人専門官、今井副管理官、飴村副管理官付	
同行者	総務省行政管理局 ●● 農林水産省 ●●	
行 程		
時刻	用 務 等	備 考
【1日目】		
7:50	羽田空港発 ↓ ANA89	直行便
11:05	石垣空港着	
12:00	石垣空港発 ↓ バス（平得・大浜・白保經由空港線）	石垣空港で昼食または石垣離島ターミナルで弁当調達
12:36	石垣港離島ターミナル着	
13:00	石垣港発 ↓ フェリー（西表島大原航路）	台風等による欠航の恐れあり
13:35	大原港着（西表島）	船種によっては13:45分着 （船種は当日公開）
14:00	大原港発 ↓ バス（豊原→白浜行）	
14:09	古見バス停 ↓ 徒歩（15分程度）	バス運転手にヤマネコセンター（西表野生生物保護センター）行きと伝えておくと、バス停はないが県道との分岐近辺で降車可能。（徒歩移動短縮）
14:30	森林総合研究所 西表熱帯育種技術園 着 1. 概要説明 2. 場内視察	
17:00	森林総合研究所 西表熱帯育種技術園 発 ↓ 徒歩（15分程度）	
17:32	古見バス停 ↓ バス（白浜→豊原行）	最終便
17:45	大原港着（西表島）	
18:20	大原港発 ↓ フェリー（西表島大原航路）	最終便 台風等による欠航の恐れあり
19:00	石垣港着 ↓	
19:10	宿着	
【2日目】		
9:00	宿発 ↓ 車（タクシー）	
9:30	国際農林水産業研究センター 熱帯・島嶼研究拠点 着 1. 国際農林水産業研究センター紹介（ビデオ） 2. 熱帯・島嶼研究拠点の概要説明 3. 研究施設・圃場見学	
12:00	国際農林水産業研究センター 熱帯・島嶼研究拠点 発 ↓ 車（タクシー） 昼食・休憩含む	
14:50	石垣空港着	
15:20	石垣空港発 ↓ ANA92	直行便
18:10	羽田空港着	

※台風等によるフェリーの欠航によって、視察順序を変更する場合があります。

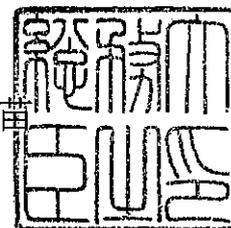
※8月中旬まで、石垣の宿の手配が非常に困難であるため、8月下旬の視察が望ましい。



総管査第133号
平成27年5月25日

農林水産大臣 林 芳正 殿

総務大臣 山本 早苗



「独立行政法人の目標の策定に関する指針」及び「独立行政法人の評価に関する指針」の改定について（通知）

「独立行政法人の目標の策定に関する指針」及び「独立行政法人の評価に関する指針」について、別添のとおり改定したので、通知する。

(抄)

独立行政法人の目標の策定に関する指針

平成 26 年 9 月 2 日策定

平成 27 年 5 月 25 日改定

総務大臣決定

はじめに

独立行政法人制度は、平成13年1月の中央省庁等改革の一環として、行政における企画立案部門と実施部門を分離し、企画立案部門の能力を向上させる一方で、実施部門に法人格を与え、主務大臣による目標管理の下で一定の運営裁量を与えることにより、政策実施機能を向上させることを目的として導入された。

目標管理の仕組みにおいては、主務大臣が定める法人の目標の達成度合いが業務の実績評価の尺度となり、その評価が組織・事業の見直しや改廃に反映されるものであることから、どのような目標を定めるかが独立行政法人制度にとっては極めて重要である。また、独立行政法人（以下「法人」という。）は主に税金を財源とした運営費交付金により運営されていることを踏まえ、法人の業務の進捗状況等を国民が把握できるような目標を定めることが必要である。

一方、従来、主務大臣の目標の策定に関し法令に基づく政府共通的な基準が存在していなかったことから、目標が観念的、抽象的かつ総花的であり、かつ、必ずしも全ての目標について具体性や的確性、明確性が確保されていたわけではなかった。このため、実効性の高い目標管理・評価の仕組みが不十分であり、適正かつ厳正な評価の実施や国民に対する説明責任を果たしていないとの指摘があった。

こうした指摘に対し、第186回国会において独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）の一部改正が行われ、法人の政策実施機能の最大化を図る観点から、主務大臣の下でのPDCAサイクルを十分に機能させるため、主務大臣が目標の策定に加え評価も行い、評価結果を法人の組織・事業の見直しや改廃、国の政策への反映に活用するという、より効果的かつ効率的な目標管理の仕組みに改められたとともに、総務大臣が目標の策定及び業務の実績評価に関する政府統一的な指針を定めることとされたところである。

本指針はこのような経緯を踏まえ、改正後の独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第28条の2第1項に基づき、主務大臣が目標を定めるに当たり指針とすべき事項を、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」として取りまとめたものである。主務大臣は、本指針に基づき、法人の業務等に係る国民への説明責任を果たしつつ法人の政策実施機能を最大化するという観点から、適切な目標を定める必要がある。

通則法においては、事務・事業の特性に応じ、法人を、中期目標管理により事務・事業を行う中期目標管理法、中長期的な目標管理により研究開発に係る事務・事業を行う国立研究開発法人及び単年度の目標管理により事務・事業を行う行政執行法人の3つに分類し、各分類に即したガバナンスを構築するとされたことから、以下、各分類に従い指針を策定する。

中期目標管理法、国立研究開発法人及び行政執行法人については、主務大臣が目標を定め又はこれを変更する際は本指針に従うこととされており、特に、中期目標管理法及び国立研究開発法人については、あらかじめ独立行政法人評価制度委員会が、目標の内容が本指針に沿ったものとなっており、法人の業務実績評価が適正に行われる上で十分具体的な内容となっているかについてチェックすることとなる。

目 次

I 本指針について

- 1 本指針の位置付け…………… 1
- 2 基本的考え方及び主務大臣の定める目標の目的…………… 1
- 3 本指針の対象…………… 2

II 中期目標管理法の目標について

- 1 国の政策体系との関係について…………… 3
- 2 中期目標の期間について…………… 3
- 3 中期目標の項目の設定について…………… 3
- 4 通則法第 29 条第 2 項第 2 号「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」における目標の立て方について…………… 4
- 5 通則法第 29 条第 2 項第 3 号「業務運営の効率化に関する事項」における目標の立て方について…………… 6
- 6 通則法第 29 条第 2 項第 4 号「財務内容の改善に関する事項」における目標の立て方について…………… 8
- 7 通則法第 29 条第 2 項第 5 号「その他業務運営に関する重要事項」における目標の立て方について…………… 8
- 8 中期計画及び年度計画との関係について…………… 9

III 国立研究開発法人の目標について

- 1 中長期目標の策定の目的等…………… 10
- 2 国の政策体系との関係について…………… 11
- 3 中長期目標の期間について…………… 11
- 4 中長期目標の項目の設定について…………… 11
- 5 通則法第 35 条の 4 第 2 項第 2 号「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」における目標の立て方について…………… 12
- 6 中期目標管理法の規定の準用について…………… 15
- 7 中長期計画及び年度計画との関係について…………… 16
- 8 通則法第 35 条の 4 第 4 項「研究開発に関する審議会」について…………… 16

IV 行政執行法人の目標について

- 1 国の政策体系との関係について…………… 17
- 2 年度目標の項目の設定について…………… 17
- 3 通則法第 35 条の 9 第 2 項第 1 号「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」における目標の立て方について…………… 18
- 4 中期目標管理法の規定の準用について…………… 19
- 5 通則法第 35 条の 9 第 3 項「中期的な観点から参考となるべき事項」について…………… 20

V その他留意すべき事項について

- 1 目標策定の際に考慮すべき視点並びに目標及び指標の記載例について…………… 21
- 2 業務改革の取組との関係について…………… 21
- 3 調達等合理化の取組との関係について…………… 21
- 4 目標策定等のスケジュールについて…………… 21
- 5 共管法人の取扱いについて…………… 22
- 6 本指針の見直しについて…………… 22

(抄)

独立行政法人の評価に関する指針

平成 26 年 9 月 2 日策定

平成 27 年 5 月 25 日改定

総務大臣決定

はじめに

独立行政法人制度は、平成 13 年 1 月の中央省庁等改革の一環として、行政における企画立案部門と実施部門を分離し、企画立案部門の能力を向上させる一方で、実施部門に法人格を与え、主務大臣による目標管理の下で一定の運営裁量を与えることにより、政策実施機能を向上させることを目的として導入された。

目標管理の仕組みにおいては、主務大臣が定める法人の目標の達成度合いを業務の実績評価の尺度とした上で、業務の実績評価を踏まえ、組織・事業の見直しや改廃に反映するものであることから、どのように適正かつ厳正な評価を実施するかが独立行政法人制度にとっては極めて重要である。また、独立行政法人（以下「法人」という。）は、運営費交付金の使途の内訳が国から特定されず柔軟な執行が可能な仕組みであること等からも、法人の業務運営等に対する評価は毎年度厳正に行われる必要がある。

独立行政法人制度が導入されて以来、府省独立行政法人評価委員会（以下「府省評価委」という。）、政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「政独委」という。）による階層的な評価の結果等を踏まえた不断の見直しが行われ、着実に法人の業務の改善がなされてきたところである。

一方、従来府省評価委が行う評価は各府省評価委の定める独自の評価基準に基づき行っていたことから政府全体としての評価の統一性を欠く、中期目標期間を総括した評価が次期中期目標策定に活かされていない、との指摘があった。こうした指摘に対し、第 186 回国会において独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）の一部改正が行われ、法人の政策実施機能の最大化を図る観点から、主務大臣の下での P D C A サイクルを十分に機能させるため、主務大臣が目標の策定に加え評価も行い、評価結果を法人の組織・事業の見直しや改廃、国の政策への反映に活用するという、より効果的かつ効率的な目標管理の仕組みに改められたとともに、総務大臣が目標の策定及び業務の実績評価に関する政府統一的な指針を定めることとされたところである。

本指針はこのような経緯を踏まえ、改正後の独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 28 条の 2 第 1 項に基づき、主務大臣が評価を実施するに当たり指針とすべき事項を、「独立行政法人の評価に関する指針」として取りまとめたものである。主務大臣は、本指針に基づき、法人の業務等に係る国民への

説明責任を果たしつつ法人の政策実施機能を最大化するという観点から、適切に評価を実施する必要がある。

さらに、政策実施機関としての法人の業務実績に係る評価の結果は、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、政策評価及び政策に適切に反映されることが求められる。

通則法においては、事務・事業の特性に応じ、法人を、中期目標管理により事務・事業を行う中期目標管理法、中長期的な目標管理により研究開発に係る事務・事業を行う国立研究開発法人及び単年度の目標管理により事務・事業を行う行政執行法人の 3 つに分類し、各分類に即したガバナンスを構築するとされたことから、以下、各分類に従い指針を策定する。

独立行政法人評価制度委員会は、通則法第 32 条第 5 項、第 35 条の 6 第 8 項及び第 35 条の 11 第 7 項に基づき、それぞれの評価の結果について、本指針に基づき業務の実績を適正に評価しているかどうかの観点からチェックすることとなる。

目 次

I 本指針について

- 1 本指針の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 評価の指針を策定する目的及び評価の指針の策定の基本的考え方・・・・・・・・ 1
- 3 本指針の適用範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

II 中期目標管理法人の評価に関する事項

- 1 総論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 評価体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 各評価の目的・趣旨・基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 自己評価結果の活用等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 5 評価単位の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 6 評価の方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 7 項目別評定及び総合評定の方法、評定区分・・・・・・・・・・・・ 8
- 8 評価書の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

III 国立研究開発法人の評価に関する事項

- 1 総論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 2 評価体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 3 各評価の目的・趣旨・基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 4 自己評価結果の活用等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 5 評価単位の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 6 評価の方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 7 項目別評定及び総合評定の方法、評定区分・・・・・・・・・・・・ 24
- 8 評価書の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

IV 行政執行法人の評価に関する事項

- 1 総論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- 2 評価体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- 3 各評価の目的・趣旨・基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- 4 自己評価結果の活用等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- 5 評価単位の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- 6 評価の方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- 7 項目別評定及び総合評定の方法、評定区分・・・・・・・・・・・・ 40
- 8 評価書の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

V その他留意すべき事項

- 1 評価結果の活用等に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
- 2 評価結果等の公表に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
- 3 評価のスケジュールに関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
- 4 共管法人の取扱いに関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
- 5 本指針の見直しについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50

農林水産省所管独立行政法人の評価実施要領

(平成27年 4月27日付け27評第104号政策評価審議官通知)

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「法」という。）及び法第28条の2第1項に基づき総務大臣が定めた独立行政法人の評価に関する指針（平成26年9月2日総務大臣決定。以下「評価の指針」という。）に基づき、農林水産省が所管する独立行政法人（以下「法人」という。）の業務の実績評価については、法及び評価の指針に定めるところによるほか、本要領に定めるところにより実施する。

1 評価体制

法人の業務の実績評価（以下単に「評価」という。）に当たっては、政策に関する責任の一貫性及び評価の的確性を確保するため、法人が自ら評価を行った結果を明らかにした報告書（以下「自己評価書」という。）を踏まえて、法人所管部局庁が中心となって評価を実施し、評価書案を作成する。

さらに、評価の客観性を担保するため、大臣官房評価改善課が評価書案の点検を行った上で、評価書を決定する。

なお、法人所管部局庁が評価を実施するに当たっては、

- ① 国立研究開発法人の評価にあっては、農林水産省国立研究開発法人審議会（以下「研発審議会」という。）の意見
- ② 中期目標管理法人及び行政執行法人の評価にあっては、農林水産省独立行政法人評価有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催し、外部有識者の意見

をそれぞれ聴かなければならない。

研発審議会の構成、運営等については、農林水産省国立研究開発法人審議会令（平成27年政令第195号）等に定めるところによるものとし、有識者会議の構成、運営等に関し必要な事項については、別紙のとおりとする。

2 評価の手順

法及び評価の指針に基づき、（1）の法人分類毎に掲げる評価については、（2）に示す手順に従って実施する。

(1) 法人分類毎に行う評価

- ① 中期目標管理法人
 - i 年度評価
 - ii 中期目標期間評価（中期目標期間終了後の評価及び中期目標期間終了時に見込まれる評価）
- ② 国立研究開発法人
 - i 年度評価
 - ii 中長期目標期間評価（中長期目標期間終了後の評価及び中長期目標期間終了時に見込まれる評価）
- ③ 行政執行法人
 - i 年度評価
 - ii 効率化評価

(2) 評価手順

- ① 法人は、法第32条第2項、第35条の6第3項及び第35条の11第3項に基づき、6月中旬を目途に自己評価書を農林水産大臣に提出しなければならない。その際、同評価書には、同評価書における評価の根拠となる資料を添付しなければならない。
- ② 法人所管部局庁は、評価書案の作成に当たり、必要に応じ、法人の長をはじめ監事等役員からヒアリングを行い、評価のために必要な情報収集を行うことができる。
- ③ 法人所管部局庁は、評価書案の作成に当たり、開発審議会の意見又は有識者会議を開催し外部有識者の意見を聴かななければならない。
- ④ 法人所管部局庁は評価書を決定しようとする期日の2週間前までに評価書案を大臣官房評価改善課に提出しなければならない。その際、同評価書案の提出には、評価書案における評価の根拠となる資料を添付しなければならない。
- ⑤ 大臣官房評価改善課は、評価の指針及び本要領に基づき、評価書案を点検する。
- ⑥ 法人所管部局庁は、大臣官房政策評価審議官及び大臣官房評価改善課長の決裁を得て、評価書を決定し、法人に通知するとともに公表する。

3 総合評定の方法

評価の指針に基づき、法人の評価は項目別評価及び総合評価により行うこととし、項目別評価に基づき総合評価を付すまでは、次の方法により行うことを基本とし、法人所管部局庁において、法人毎に具体的な評価方法を定める。

(1) ①又は②の方法により、総合評価の基礎となるランク付けを行う。

① 加重平均を用いる方法

- i 評価単位である項目別評価結果（S、A、B、C、D）を点数化する。
- ii 評価単位から上位の項目までの各段階で各項目のウェイトを設定する。
- iii iで算出した点数をiiで設定したウェイトに基づき加重平均することにより総合評価の基礎となるランク付けを行う。

② 加重平均以外を用いる方法

- i 評価単位である項目別評価結果（S、A、B、C、D）を点数化する。
- ii iで算出した点数を用いて、総合評価の基礎となるランク付けを導くための算出式等を設定する。
- iii i及びiiから総合評価の基礎となるランク付けを行う。

(2) (1)を踏まえ、政策上の要請や情勢の変化等、全体評価に影響を与える事象を加味した上で、評語を付して総合評価を行う。その際、法人全体の信用を失墜させる事象が生じた場合には、その程度に応じて(1)で算出された基礎に基づく評価よりさらに引下げを行うなど、評価の指針を踏まえて評価を行う。

(3) 評価の指針に基づく評価単位より、さらに細分化した単位で項目別評価を行い、総合評価を行う場合にも、原則としてこの方法を準用する。

4 共管法人の取扱い

他府省と共管で所管する法人（以下「共管法人」という。）の評価については、1～3に示した手順や方法を基本とするが、農林水産大臣が所管する業務の性質、共管法人の業務全体に占める農林水産大臣が所管する業務の位置づけ等を踏まえ、共管府省と連携し、効率的な評価を行う観点から、個別の手続きによる評価を行うことができる。

附 則

- 1 本要領は、平成27年4月27日から施行する。
- 2 独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成26年法律第66号。以下「改正法」という。）附則第8条により、平成27年度以降も改正法施行前の中期目標を継続する法人については、当該中期目標期間終了までの評価に際しては、総務省行政管理局長が示した評価書様式を適宜変更するなどにより、評価の指針の趣旨を逸脱しない範囲で各法人の実情に応じた評価を行うことができる。
- 3 前項の規定は、改正法附則第11条第4項により、行政執行法人となった法人の、改正法施行日の前日に終了した中期目標期間に係る評価について準用する。

(別紙)

農林水産省独立行政法人評価有識者会議について

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）及び独立行政法人の評価に関する指針（平成26年9月2日総務大臣決定）に基づき、農林水産大臣が行う所管独立行政法人の評価に際し、外部有識者の知見を活用するため、農林水産省独立行政法人評価有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催するものとする。

第1 組織

- 1 外部有識者30名以内の委員で組織する。
- 2 委員からの要請等により、参考人を招致することができる。

第2 委員の委嘱

委員は、学識経験のある者のうちから、大臣官房政策評価審議官が委嘱する。

第3 委員の任期及び選任の基本原則

- 1 委員は、非常勤とする。
- 2 委員の任期は、2年とする。再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員に占める女性の比率は、原則として40%以上とする。
- 5 委嘱時において、70歳以上の者は、選任することはできない。
- 6 国又は独立行政法人の役職員及び地方公共団体又は地方議会の長は、選任することはできない。
- 7 委嘱時において、3を超える審議会等（国家行政組織法第8条並びに内閣府設置法第37条及び第54条の審議会等をいう。）の委員に就任している者は、選任することはできない。
- 8 第5の1に掲げる独立行政法人と特定の利害関係を有する者（※）は当該独立行政法人の評価に関する事務を行う部会に属すべき委員には選任

しない。

- 9 委員が任期中に6から8までのいずれかの規定により委員に選任することができない者に該当するに至った場合には、その委員を解任する。

(※) 独立行政法人と特定の利害関係を有する者は、次のいずれかに該当する者とする。

- ① 意見聴取の対象となる独立行政法人が実施する講演等に講師等として出席し、継続的に報酬を受けている者
- ② 所属機関の常勤の役員であり、当該所属機関に対して意見聴取の対象となる独立行政法人から金銭提供がある者
- ③ 意見聴取の対象となる独立行政法人の運営を審議する外部委員又は会計監査人（会計監査人が法人の場合は、当該独立行政法人の監査の職務を行っている者）である者

第4 意見聴取の対象

- 1 次の評価を行う場合は、その過程において有識者会議を開催し、外部有識者の意見を聴かなければならない。
 - ① 年度評価
 - ② 見込評価（行政執行法人を除く。）
 - ③ 期間評価（行政執行法人においては効率化評価をいう。）
- 2 前項に定めるもののほか、評価に付随する重要事項についても必要に応じて有識者会議を活用し、外部有識者の意見を聴くことができる。

第5 部会の開催

- 1 有識者会議に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる独立行政法人に係る評価に関する事務を処理することとする。

名 称	独立行政法人
農林水産消費安全技術センター部会	農林水産消費安全技術センター
家畜改良センター部会	家畜改良センター
農畜産業振興機構部会	農畜産業振興機構
農業者年金基金部会	農業者年金基金
農林漁業信用基金部会	農林漁業信用基金

- 2 前項の表の左欄に掲げる部会に属すべき委員は、農林水産大臣官房政策評価審議官が指名する。

第6 運営

- 1 有識者会議の庶務は、大臣官房評価改善課が行う。ただし、各部会の庶務は、当該独立行政法人の所管部局庁が行う。
- 2 部会においては、第4の1に示す事項に係る意見聴取を行うこととし、有識者会議では、その他の重要事項について検討する。
- 3 会議の資料は、会議終了後、ホームページ等により公表する。ただし、当該会議が政策等の決定・公表の前に行われる場合にあつては、当該政策等の決定・公表の後とする。
- 4 会議の議事録については、委員による内容の確認・了承を得た上で、当該会議終了後、ホームページ等により公表する。ただし、当該会議が政策等の決定・公表の前に行われる場合にあつては、当該政策等の決定・公表の後とする。
- 5 3及び4の規定にかかわらず、個人の権利又は利益を害し、又は害するおそれのある場合、企業秘密に触れ、又は触れるおそれがある場合等は、委員の了承を得た上で会議の資料及び議事録を非公表とすることができる。
- 6 会議は非公開とする。
- 7 会議は、委員及び議事に関係のある参考人の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 8 3から7の規定については、部会においても適用する。

独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について

各法人が PDCA サイクルにより、透明性及び外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むとともに、主務大臣がこれをチェックする枠組みを整備し、政府全体として調達等の合理化を推進する。

1. 調達等合理化の位置づけ

独立行政法人通則法第 32 条、第 35 条の 11 に基づく年度評価の一環として実施。

- ・「独立行政法人の目標設定に関する指針」
- ・「独立行政法人の評価に関する指針」

2. 調達等合理化計画の策定等

(1) 調達等合理化計画の策定等

ア 各法人は毎年度 6 月末までに、当該年度の調達等合理化計画を策定し、公表。
(平成 27 年度は 7 月末まで)

イ 調達等合理化計画の内容

- ① 自己評価の実施
- ② 重点的に取り組む分野の決定
- ③ 調達の現状の分析及び目標の設定 等

ウ 主務大臣は、当該調達等合理化計画を公表し、総務大臣及び独立行政法人評価制度委員会に通知する。

(2) 調達等合理化計画の公表等

- ・ 年度終了後自己評価を実施し、結果を公表するとともに、主務大臣に報告する。
- ・ 主務大臣は自己評価を参考に評価を行い、評価結果、指摘助言の内容を公表するとともに総務大臣及び独立行政法人評価制度委員会に通知する。

3. 各法人における推進体制の整備

- (1) 調達等合理化計画の策定や自己評価の実施等体制を整備。
- (2) 監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会を設置。

4. 独立行政法人評価制度委員会等の関与

- (1) 主務大臣による評価の実施が著しく適正を欠くものと認められる場合、主務大臣に意見。
- (2) 総務大臣は、主務大臣から通知された評価結果を公表。



(契印省略)

27 林整研第104号
平成27年6月9日

国立研究開発法人森林総合研究所
理事長 沢田 治雄 殿

林野庁長官



独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について

このことについて、大臣官房評価改善課長から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。





27評第217号
平成27年6月1日

林野庁長官 殿

大臣官房評価改善課長

独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について

このことについて、総務大臣から別添のとおり通知があったので、お知らせする。

なお、所管する独立行政法人に対しては、貴職から周知されたい。

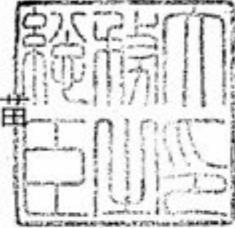




総管査第132号
平成27年5月25日

農林水産大臣 林 芳正 殿

総務大臣 山本 早苗



独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について
(通知)

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」につ
いて、別添のとおり定めたので、通知する。



独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について

平成 27 年 5 月 25 日

総務大臣決定

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において、総務省は「現行の随意契約見直し計画の枠組みや契約実績の公表について見直しを行い、調達に関する新たなルールを策定する」こととされたことに基づき、各法人が公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を促進できるよう、下記のとおり決定する。

独立行政法人が、その政策実施機能を最大限発揮するためには、調達に関する内部統制システム（ガバナンス）を確立し、その下で公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する必要がある。こうした取組は、各法人が、調達する財・サービスの特性を踏まえ、主体的かつ不断に創意工夫を積み重ね、深化させていくことにより、その成果が得られるものである。

このため、下記のとおり、各法人が PDCA サイクルにより、透明性及び外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むとともに、主務大臣がこれをチェックする枠組みを整備し、政府全体として調達等の合理化を推進することとする。

記

1. 調達等合理化の位置付け

本決定における調達等の合理化に関する取組に対する評価は、独立行政法人通則法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 103 号）第 32 条、第 35 条の 6 及び第 35 条の 11 の規定に基づく年度評価の一環として実施する。調達等合理化に関する目標の設定や評価の実施については、本決定によるほか「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）及び「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）によることとする。

2. 調達等合理化計画の策定等

（1）調達等合理化計画の策定等

ア 各法人は、原則として毎年度 6 月末までに、当該年度の調達等合理化計画を策定し、公表する。必要な場合には、年度途中で調達等合理化計画を改定し、公表する。また、各法人は、調達等合理化計画を策定又は改定した場合、主務大臣に報告する。

イ 調達等合理化計画には、次の内容を盛り込むとともに、評価のために適切な指標を設定する。

また、下記項目中「調達に関するガバナンスの徹底」については、前年度までの取組に関する評価結果を踏まえ、随意契約に関する内部統制の確立や不祥事の発生防止のための当該年度における取組内容を、具体的に明記する。

- ・ 調達の現状と要因の分析
- ・ 重点的に取り組む分野
- ・ 調達に関するガバナンスの徹底
- ・ 自己評価の実施方法
- ・ 調達等合理化の推進体制 等

ウ 主務大臣は、各法人から報告された調達等合理化計画を公表し、総務大臣及び独立行政法人評価制度委員会に通知する。

(2) 調達等合理化計画の自己評価

ア 各法人は、年度終了後、速やかに、調達等合理化計画の実施状況について、設定した指標による自己評価を実施し、その結果を公表するとともに、主務大臣に報告する。

イ 自己評価結果には、次の内容を盛り込む。

- ・ 実施した取組内容及びその効果
- ・ 目標の達成状況
- ・ 実施において明らかになった課題と今後の対応方針 等

ウ 主務大臣は各法人から報告された自己評価結果を参考にしつつ評価を行い、必要に応じ各法人に対して指摘及び助言を行う。また、評価結果、指摘及び助言の内容を公表するとともに、総務大臣及び独立行政法人評価制度委員会に通知する。

3. 各法人における推進体制の整備

(1) 各法人は、調達等合理化計画の策定や自己評価の実施等、調達等合理化を推進するための体制を整備する。

(2) 各法人は、監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会を設置するとともに、外部有識者を指名するに当たっては、主務大臣の了解を得ることとする。

契約監視委員会は、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに

に、これに関連して、法人の長が定める基準に従い、個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

4. 独立行政法人評価制度委員会等の関与

(1) 総務省に設置される独立行政法人評価制度委員会は、主務大臣による評価の実施が著しく適正を欠くものと認められる場合、主務大臣に意見を述べる。

(2) 総務大臣は、主務大臣から通知された評価結果を取りまとめ公表する。

5. その他

(1) 本決定に基づく①各法人による調達等合理化計画、調達等合理化計画の自己評価結果及び契約監視委員会における審議概要の公表、②主務大臣による各法人から報告された調達等合理化計画、主務大臣の評価結果、指摘及び助言の内容の公表並びに③総務大臣による主務大臣から通知された評価結果の公表並びに既存の法令や閣議決定等に基づく調達に関する公表に当たっては、国民に分かりやすい情報提供を行う観点から、WEBサイトを通じて自律的かつ定期的に行うこと。

(2) 本決定の実施に必要な事項については、総務省行政管理局から通知する。

(3) 調達等合理化計画を導入するに当たり、中期目標等の見直しが必要となる法人については、別途総務省行政管理局の定める通知によるものとする。

情報セキュリティ対策の徹底について

6月1日に報道された日本年金機構の情報流出事案を受け、森林総合研究所では情報セキュリティ対策の徹底について下記の対応を取りました。

記

1. 個人情報を含む重要事項の適正な管理についての確認

農林水産省大臣官房評価改善課から発せられた指示に基づき、個人情報を含む重要情報について適正な管理がなされているかを総合調整室が主体となって確認し、林野庁研究指導課を通じて報告した。

2. 業務システムのセキュリティ対策の徹底

森林整備センターならびに森林保険センターが使用している業務システムについて、管理運営に携わっている業者等に対し、セキュリティ対策を徹底する旨の文書を両センターより発出した。

3. 全役職員に向けた注意喚起

全役職員に向け、情報セキュリティについての注意喚起を、サイボウズ、電子メール等を用いて実施した。

4. 情報セキュリティ研修等への反映

6月に実施を予定している情報セキュリティ研修において、標的型攻撃メールに関する教育を強化する。また、一部役職員を対象に、標的型攻撃メールを装ったメールを送信する訓練を実施する予定。

平成28年度一般職員採用スケジュール等について（案）
 （研究・育種分）

平成28年度の一般職員の採用数及びスケジュール等については、下記のとおり進めることとする。

記

1. 採用数

研究育種部門については、平成27年度の定年退職者数がゼロ（人事交流者を除く。）であるが、任期満了の契約職員が5名、再雇用職員のうちフルタイムから短時間勤務に変わる者が5名いる。これらの減員となる分を全く採用しないとなると、業務への支障が大きいこと。年齢構成等を考慮すると少しずつでも採用しておくことが望ましいことから次のように対処する。

研究部門については、平成30年度に11人の定年退職者がおり、その分を含めて5年間の定年退職者数22人を均して採用することとし、平成28年度の採用数は4人程度とする。

また、育種部門については、暫くはプロパーの定年退職者はいないが、プロパーが将来林野庁等へ転籍することもあることから、平成28年度の採用数は2人程度とする。

次期中期計画期間における定年退職者数及び採用予定数（案）

\ 年度		27	28	29	30	31	32	計
研 究	定年退職者数	0	3	4	11	4		22
	採用予定数		4	4	4	6	4	22
育 種	定年退職者数	0	0	0	0	0	0	0
	採用予定数		2	0	2	0	2	6

※ 定年退職者数には、人事交流者は含まれない。

2. 採用スケジュール（研究部門）

＼ 年度	平成 27 年度（案）	平成 26 年度
公募開始	7 月初旬	9 月 2 日
公募締切り	8 月中旬	10 月 10 日
書類選考	9 月初旬	11 月 4 日
面接試験	9 月中旬	11 月 27 日
内定通知	9 月末	11 月 28 日
採用日	平成 28 年 4 月 1 日	1 月 1 日、4 月 1 日

3. 試験会場等

（1）本支所

試験会場については、支所での採用も考慮する。

（2）育種センター

書類選考（一次試験）については、林木育種事業の特殊性を考慮し、平成 27 年度国家公務員一般職（大卒程度試験（区分：林学）最終合格発表日 8 月 25～31 日）第一次試験合格者とする。

なお、面接試験（二次試験）については、林木育種センターで実施する。

4. 昨年度よりスケジュールを早めた理由

- 9 月公募では各種採用試験が終了し、おおかたの就職希望者は就職先が内定しており、優秀な人材の確保が困難なこと。
- 都道府県、市役所、国家公務員の内定が 11 月であること。
- 民間を含めて就職状況が好転していること。

平成27年10月期及び平成28年4月期の研究職員の採用について(案)

平成27年10月1日付けで8名程度、平成28年4月1日付けで10名程度の研究職員を採用することを検討している。

採用スケジュールがまとまり次第、理事長決裁を経て公募していくこととする。

平成27年度リスク管理の実施について

1. 基本的考え方

平成27年度のリスク管理に当たっては、リスク管理規程に基づくリスク管理体制の下で、森林総合研究所の役職員全員参加により、リスクの発生防止、リスクが発生した場合の損失の最小化が図られるよう、特に次に掲げる点に留意し取り組むこととする。

- ① これまでのリスク管理の取組状況に加え、監査結果、法人評価結果等をリスク対応計画に反映させPDCAサイクルを確保
- ② 組織全体に係るリスクと各業務内容に応じたリスクを明確化し、リスクリストを再整理
- ③ 森林保険業務に係るリスクリストの追加
- ④ 不正経理問題、危険物取扱問題等、現に発生したリスク対応の迅速化、及び、個人情報漏洩リスクに対応したリスク管理の強化

2. スケジュール案

- ① リスク管理委員会において重点項目を決定（6月末まで）
- ② 組織毎に対応計画を作成（7月末まで）
- ③ リスク対応計画の実施（8月～）
- ④ リスク対応実施状況の点検（3月）

カラマツ採種園管理のための技術講習会について

平成27年6月2日（火）、（国研）森林総合研究所林木育種センターでは、東信森林管理署管内の清万採種園において、中部森林管理局とともにカラマツの着果を促すための環状剥皮等の技術講習会を開催。

この背景としては、昨今のカラマツ材の需要の高まりによる安定的な種子の供給という社会的要請及びこれを受けた行政ニーズへの対応。

当日は、山梨県、長野県、中部森林管理局、東信森林管理署等の関係者約40名が参加したほか、報道機関（NHK、信濃毎日新聞）も取材。

講習会の様子は、NHK長野放送局で放映されたほか、信濃毎日新聞、読売新聞で記事になり、社会的要請や行政ニーズに技術で応える森林総合研究所を広くPR。



環状剥皮の実演



グループに分かれての実技



取材の様子と新聞記事（信濃毎日新聞）



森林保険加入促進キャラバンの実施について

1 目的

森林保険センターでは、森林保険の加入促進を戦略的に進めるため、5月から7月の間に全国を6ブロックに分けて都道府県森林組合連合会の森林保険担当者（担当役員、保険業務担当者）を集めたブロック会議を開催し、センター・森林組合系統が一体となった今後の取組方針を明確にする。

2 出席者

- (1) 林野庁森林整備部計画課：保険企画班
- (2) 全森連：常勤役員（専務、常務）、担当室長
- (3) 県森連：常勤役員（専務、常務）、担当部課長等
- (4) 保険センター：所長、部長、課長等

3 協議内容

- (1) 森林保険の現状と課題の分析
- (2) 加入促進を阻害する要因の分析
- (3) 阻害要因への対策・目標設定等

4 森林保険戦略ブロック会議の日程

ブロック	参加都道府県	日程	開催県
北海道・東北	北海道、青森県、秋田県、山形県、岩手県、宮城県、福島県	6月11～12日	岩手県
関東	茨城県、栃木県、千葉県、東京都、群馬県、埼玉県、神奈川県	7月7日～8日	茨城県
中部	新潟県、富山県、山梨県、長野県、愛知県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県	6月23日～24日	福井県
近畿	三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、京都府、大阪府、和歌山県	6月1～2日	京都府
中国・四国	鳥取県、島根県、山口県、徳島県、高知県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県	7月22日～23日	愛媛県
九州	福岡県、佐賀県、大分県、宮崎県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県	5月27日～28日	大分県

加入してよかった!



森林保険

台風、山火事などの災害による
森林の損害に備え、
森林保険にご加入ください。



森林保険物語

作：森林保険センター
出演：みどりの女神



「森林国営保険」は、
平成27年4月より森林総合研究所が行う
「森林保険」に生まれ変わりました。

お申し込みは簡単!お近くの森林組合連合会、森林組合にお気軽にご相談ください。

保険金のお支払いの対象となる8つの災害

火災

山火事で
受けた損害

風害

暴風による
幹折れ、根返り
などの損害

水害

豪雨、洪水による
埋没、水没、
流失などの損害

雪害

大量積雪による
幹折れ、根返り
などの損害

干害

乾燥による
枯死などの
損害

凍害

凍結、寒風など
による枯死など
の損害

潮害

潮風、
潮水浸水など
による枯死など
の損害

噴火災

火山噴火による
焼失、幹折れ、
埋没、根返り
などの損害

保険金のお支払い例



熊本県 スギ 47年生の場合

水害

契約面積	8.55ha
実損面積	1.01ha
保険料	63,407円/年 (ha当たり換算 7,416円)
お支払いした保険金	3,120,900円 (ha当たり換算 309万円)



青森県 スギ 24年生の場合

雪害

契約面積	2.81ha
実損面積	1.46ha
保険料	13,910円/年 (ha当たり換算 4,950円)
お支払いした保険金	4,003,758円 (ha当たり換算 274万円)

※写真はイメージです。

次のような事由によって生じた損害に対しては、
保険金をお支払いしません。

- 損害が保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により生じたとき
- 保険契約者または被保険者が、ご契約森林に損害が生じてからその通知をせずに3年経過したとき
- 損害が戦争その他の変乱または地震により生じたとき
- てん補すべき額が4,000円未満の場合

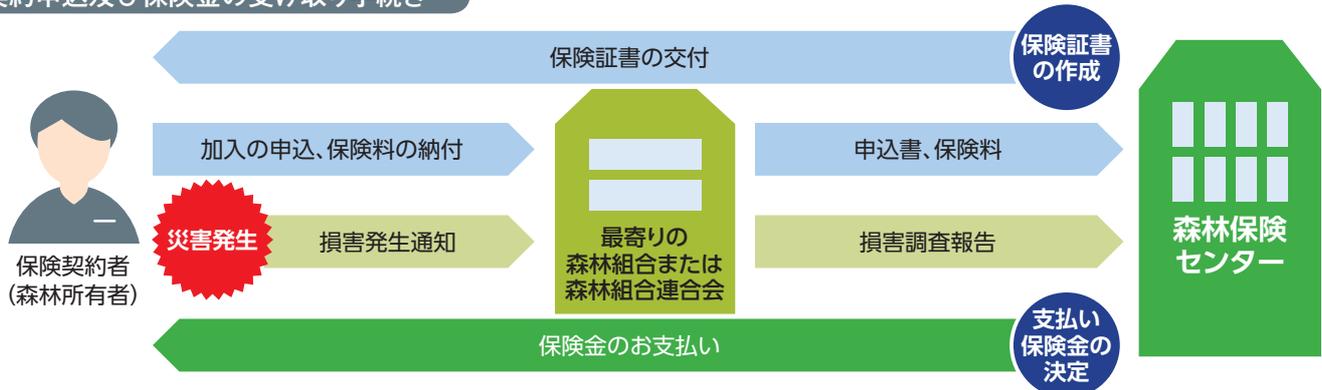
保険料及び保険料率

申込時に払い込む保険料は、設定された保険金額に対して保険料率(保険金額1,000円につき年間1.2円~4.3円)を乗じた金額となります。
保険料率は、都道府県別、樹種別(針葉樹・広葉樹の別)、林齢別(20年生以下・21年生以上)に定めています。
保険金額は、上限内で任意に設定できますので、最寄りの森林組合等までご相談ください。

$$\text{申込に必要な保険料} = \frac{\text{保険金額 (支払われる保険金の最高限度額)}}{1,000} \times \text{保険料率}$$

$$\text{災害時にお支払いする保険金} = \text{損害額} \times \frac{\text{保険金額 (保険価額を超えない)}}{\text{保険価額 (損害が生じた地域及び時点における森林の価値)}}$$

契約申込及び保険金の受け取り手続き



お申し込みは簡単! お近くの森林組合連合会、森林組合にお気軽にご相談ください。

森林整備センターの平成 27 年度春の地域活動について

国立研究開発法人森林総合研究所 森林整備センターでは、水源林の重要性や水源林造成事業の役割等を広く国民に周知啓発し、理解を深めていただくため、各地において植樹祭、森林教室等を開催するとともに、地域の緑化行事等に積極的に参加して、地域の方々との連携を推進しています。

平成 27 年度春(4 月～6 月)における主な取組状況は、以下のとおりです。

開催日	行事等	場所	関係機関
4 月			
17 日	上ノ台植樹祭	大分県玖珠郡玖珠町	参加 (大分事務所)
29 日	島根県「森の誕生日 2015」	島根県松江市	参加 (松江事務所)
5 月			
9・10 日	みどりとふれあうフェスティバル	東京都千代田区	参加 (センター本部)
10 日	鳥取県植樹祭	鳥取市福部町	参加 (鳥取事務所)
16 日	愛知県植樹祭	愛知県稲沢市	参加 (中部整備局)
17 日	全国植樹祭	石川県	参加 (センター本部)
22 日	とやま森の祭典	富山県入善町	参加 (富山事務所、中部整備局)
24 日	宮城県岩沼市潮除須賀松の森植樹	宮城県岩沼市	参加(東北北海道整備局)
24 日	群馬県植樹祭	群馬県前橋市	参加 (関東整備局)
27 日	豊かな海を育む森林の復興植樹祭 【別添】	岩手県大槌町	主催 東北北海道整備局
30 日	ふるさとの森づくり県民の集い	長野県大町市	参加 (長野事務所)
31 日	海岸林クロマツ再生植樹	宮城県岩沼市	参加(東北北海道整備局)
6 月			
6 日	やまがた森の感謝祭	山形県最上郡金山町	参加 (山形事務所)
13 日	木のソムリエツアー山林見学	富山市八尾町	参加 (富山事務所)
18 日	森林教室【別添】	京都府京丹波町	主催 近畿北陸整備局
24 日	森林教室	愛知県設楽町	主催 中部整備局
25 日	民国連携「森と水の学習会」	広島県庄原市	アサヒビール (株) 広島北部森林管理署 広島事務所

(注) 表中では「水源林整備事務所」について、単に「事務所」と表記しています。

豊かな海を育む森林の復興植樹祭の開催について

国立研究開発法人森林総合研究所 森林整備センター東北北海道整備局は、平成27年5月27日(水)に、岩手県上閉伊郡大槌町の水源林造成事業の分収造林地において、「豊かな海を育む森林の復興植樹祭」を開催しました。

本植樹祭は、平成23年3月11日(金)の東日本大震災と大津波による二次被害として林野火災が発生し、甚大な被害を受けた森林の復興支援活動の一環として、三陸地域の豊かな海を育むことを願って、森林総合研究所の東北3機関(東北支所、東北育種場、東北北海道整備局)が連携して開催しました。

植樹祭には、森林総合研究所東北3機関、地元自治体関係者、釜石地方森林組合、花巻市森林組合等の林業関係者、漁業関係者等約100名に参加していただきました。

開会式では、まず東日本大震災の犠牲者の方々に黙祷を捧げた後、主催者(赤木整備局長、飯田総括審議役)、共催者(碓川大槌町長の代理で佐々木副町長)、来賓(飯塚東北森林管理局森林整備部長、阿部岩手県農林水産部森林整備課総括課長)から挨拶を行い、記念植樹(オオヤマザクラ)と記念標柱の建立を行いました。

その後、大槌町立吉里吉里学園小学部5年生にも参加いただき、参加者全員でスギ苗木540本(普通苗270本、コンテナ苗270本)の植樹を行いました。児童からは「立派に育ってほしい」などの感想がありました。

最後に、参加者の記念撮影を行った後、国正盛岡水源林整備事務所長が閉会の挨拶を行い、終了しました。

当日はNHK盛岡放送局などマスコミ各社が取材に訪れ、森林が豊かな海を育むことや水源林造成事業による震災復興への取組について広く情報発信ができました。

〈植樹祭の様子〉

コンテナ苗を植付する大槌町立吉里吉里学園小学部5年の児童たち



参加者の記念撮影



丹波ひかり小学校で『森林教室』を開催します

平成27年6月10日



国立研究開発法人森林総合研究所
森林整備センター近畿北陸整備局

概要

去る平成23年11月に、京丹波町実勢地区内の森林総合研究所 森林整備センター近畿北陸整備局（以下、「近北整備局」という。）が実施している水源林造成事業の分収造林地において『国際森林年「みんなで創る水源の森林」植樹祭』を実施しました。

この植樹祭で、地元京丹波町立丹波ひかり小学校の当時小学校5年生41名が植樹した樹木（ヒノキ）が順調に生育し、現在約2mまで成長しています。

近北整備局ではこれを契機に、昨年から丹波ひかり小学校のご協力の下、4年生35名を対象に総合学習の一環として、同校内で森林の果たす役割や植物の勉強などを通じて、未来を担う子供たちにもっと森林を身近に感じてもらうことを目的として『森林教室』を開催しました。

今年も、引き続きこの趣旨に沿って、ひかり小学校4年生44名を対象に下記のとおり『森林教室』を実施します。

記

日 時 平成27年6月18日（木） 10時45分～12時20分

場 所 京都府船井郡京丹波町曾根宮ノ浦戸麦54
京丹波町立丹波ひかり小学校

対象児童 丹波ひかり小学校児童 44名

実施内容

- (1) 森林の役割等についてパワーポイントを用いて学習
- (2) 京丹波森林組合の協力により山で働く人達について学習
- (3) 校内周辺の樹木の高さ等を色々な器具を用いて測る体験学習

問い合わせ先 国立研究開発法人森林総合研究所 森林整備センター
近畿北陸整備局 局長 宮崎 淳

広報責任者 近畿北陸整備局 総務課長 ^{ゆずりは} 杠 仁 志
〒600-8372 京都市下京区五条通大宮南門前町480番地
TEL (075) 278-8855